

平成 25 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 ナノキャリア株式会社
代表者名 代表取締役社長 中富 一郎
(コード番号：4571 東証マザーズ)
問合せ先 取締役CFO兼管理部長 中塚 琢磨
兼社長室長
(TEL. 03-3548-0217)

取締役及び従業員に対する新株予約権（有償ストック・オプション）及び
従業員に対する新株予約権（無償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、
当社取締役及び従業員に対し、Ⅰ. 第9回新株予約権（有償）を発行すること及び当社従業員に
対し、Ⅱ. 第10回新株予約権（無償）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたし
ます。

記

Ⅰ. 第9回新株予約権

A. 新株予約権発行の目的

当社の業績向上及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社
常勤取締役及び従業員（幹部社員）に対し、有償にて新株予約権を発行するものでありま
す。なお、新株予約権は「B. 新株予約権の発行要項 2. 新株予約権の内容及び数等 (6)
新株予約権の行使の条件①」に定めるとおり、当社の事業である医薬品の研究開発におい
て、あらかじめ定めるマイルストーン条項を達成した場合に初めて権利行使を可能とする
ものであり、当社パイプラインの開発促進及び早期の承認取得並びに新規ライセンス契約
の獲得等、当社の成長戦略に対する当社常勤取締役及び幹部社員のコミットメントを一層
強めることを目的としております。

なお、本新株予約権は、株式会社ウィズ・パートナーズからの派遣取締役を含む社外取
締役には付与いたしません。

B. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称

ナノキャリア株式会社 第9回新株予約権

2. 新株予約権の内容及び数等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式225株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調
整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない
新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合
は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の他、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合
理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の数

225個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という）は
1株とする。ただし、前項（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を

行う。

(3) 新株予約権と引き換えに払込む金銭

新株予約権の発行と引換に払込む金銭は、新株予約権 1 個あたり金4,000円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は332,000円（新株予約権の発行決議を行う取締役会開催日（以下、「発行決議日」という）の前日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（以下、「終値」という））とする。

なお、割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当りの払込金額又は処分額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成25年 6 月10日から平成30年 6 月 9 日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、会社が以下のア乃至ウに掲げる条件（マイルストーン条項）を達成した場合に限り、新株予約権の行使が可能となる。但し、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

ア 割当数の 3 分の 1

当社が平成 25 年 5 月 13 日に開示した平成 25 年 3 月期決算短信（非連結）3. 経営方針（1）会社の経営の基本方針②パイプラインに記載された「開発品目」及び平成 25 年 5 月 24 日以降に当社で新規に開発した品目及び他者から導入した品目（以下、「開発品目」という）が、製造販売承認を取得し、かつ、同短信の主要パイプライン（以下、「主要パイプライン」という）のうち 1 つ以上の開発段階が第Ⅲ相臨床試験を開始していること。

イ 割当数の 3 分の 1

平成 25 年 5 月 13 日に開示した平成 25 年 3 月期決算短信（非連結）3. 経営方針（1）会社の経営の基本方針②パイプラインに記載された「新規開発パイプライン」（以下、「新規開発パイプライン」という）が、第Ⅰ相臨床試験を開始していること。

ウ 割当数の 3 分の 1

主要パイプライン及び新規開発パイプラインが、日本、欧米またはアジア（中国、インド、台湾、シンガポール、韓国、香港のうち 2 国以上）において、開発または販売または製造に関するライセンス契約（平成 25 年 5 月 24 日までに締結されているものを除く）を締結していること。

- ②新株予約権の行使による株式の発行は、法令及び新株予約権の発行を決議した当社の取締役会決議に定める事項に反しないで行われるものとする。

- ③新株予約権者は、新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを行使時における当社の新株予約権行使事務を担当する部署宛に提出するものとする。
- ④新株予約権者は、前項の新株予約権行使請求書の提出とともに、行使請求する新株予約権の個数に新株予約権1個あたりの行使価額を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する銀行口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。
- ⑤新株予約権者は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、5営業日連続で新株予約権の行使価額に 25%を乗じた価額を下回った場合、マイルストーン条項達成の有無に拘わらず、行使期間満了日までに、行使価額に 70%を乗じた価額で残存する新株予約権の全てを行使しなければならない。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前述①の資本金等増加限度額から前述①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 新株予約権の取得事由
- ①当社は、新株予約権者または、その相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、株式移転の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約書承認の議案もしくは新設分割契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は、取締役会の承認がなされた場合）、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、無償で新株予約権を取得することができる。
- (10) 企業再編時の取扱い
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約に定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数」に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に従って定める調整後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記「(5) 新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(5) 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

3. 新株予約権割当の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役及び従業員7名に対し 225 個

4. 新株予約権の割当日

平成25年6月10日

5. 新株予約権と引き換えに払い込む金銭の払込期日

平成25年6月10日

6. 申込期日

平成25年6月7日

7. その他の募集事項

(1) 新株予約権の行使請求の受付場所(「行使請求受付場所」)

当社本店または当社が指定する場所

(2) 新株予約権の行使に際して払込を取扱う銀行及びその取扱の場所(「行使払込取扱場所」)

当社が後日指定する金融機関

(3) 新株予約権原簿の管理人

新株予約権割当日において、当社に株主名簿管理人を設置している場合は、株主名簿管理人が新株予約権原簿を管理する。そうでない場合は、当社においてこれを管理する。

(4) 新株予約権の行使請求の方法

①新株予約権者が新株予約権の行使を請求しようとするときは、当社所定の「新株予約権行使請求書」に必要事項を記載しこれに記名捺印したうえ、当該請求書に新株予約権行使に要する書類を添えて、行使期間に定める期間中に、行使請求受付場所に提出しなければならない。

②新株予約権者が新株予約権の行使を請求しようとするときは、本項①号に定めるところに加えて、行使請求がなされた新株予約権の行使に際して払込をすべき金額全額を行使払込取扱場所に払い込まなければならない。

③本項①号に基づき、行使請求受付場所に当該請求書、新株予約権行使に要する書類及び新株予約権証券が発行されている場合には当該新株予約権証券を提出した者は、その後これを当社の事前の承諾がない限り撤回することはできない。

(5) 新株予約権行使の効力発生時期

新株予約権行使の効力は、前項①号に従って、新株予約権行使請求書、新株予約権行使請求に要する書類及び新株予約権証券が発行されている場合には当該新株予約権証券が行使請求受付場所に到着し、かつ前項②号に定める払込金額全額が行使払込取扱場所に払い込まれたときに生ずるものとする。

(6) 株式の交付方法

株式は、新株予約権行使手続終了後遅滞なく当社から交付する。

(7) 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

(8) 新株予約権者に対する通知

新株予約権者に対する通知は、新株予約権原簿に記載された新株予約権者の住所宛に書面により行うものとし、かかる通知は通常到達すべかりし時に到達したものとみなす。

(9) 本発行要項の規定の修正

本発行要項の規定の実施にあたり、法令等の変更、その他必要と思われる場合には、新株予約権者の利益に反しない限り、当社は本発行要項を修正することができる。読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、本発行要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

(10) 発行要項の公示

当社は、その本店に本発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

II. 第10回新株予約権（無償）

A. 新株予約権発行の目的

当社の業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社の従業員に対し、金銭の払込みを要することなくストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

B. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称

ナノキャリア株式会社 第10回新株予約権

2. 新株予約権割当の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社従業員8名に対し 205 個

3. 新株予約権の内容及び数等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 205 株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の数

205個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という）は1株とする。ただし、前項（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引き換えに払込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は332,000円（新株予約権の発行決議を行う取締役会開催日（以下、「発行決議日」という）の前日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（以下、「終値」という））とする。

なお、割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当りの払込金額又は処分額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成27年6月11日から平成32年6月10日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、それらの地位を失った場合であっても会社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではない。
 - ②1年間（各年の1月1日から12月31日まで）に行使される割当新株予約権の権利行使価額の合計額は、1200万円を超えてはならないものとし、新株予約権者はその範囲内でのみ割当新株予約権を行使できるものとする。
 - ③行使価額が、契約時点における株式1株あたりの価額に相当する金額以上であること。
 - ④新株予約権の行使による株式の発行は、法令及び新株予約権の発行を決議した当社の株主総会決議に定める事項に反しないで行われるものとする。
 - ⑤新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する株式については、金融商品取引業者等との間であらかじめ株式の振替口座簿への記載もしくは記録、保管の委託又は管理及び処分に係る信託に関する取決めを締結するものとし、これに従って、当該株式の取得後直ちに、当社を通じて当該金融商品取引業者等の振替口座簿に記載もしくは記録を受け、又は当該金融商品取引業者等の営業所もしくは事務所に保管の委託もしくは管理等信託をしなければならないものとする。
 - ⑥新株予約権者は、新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを行使時における当社の新株予約権行使事務を担当する部署宛に提出するものとする。
 - ⑦新株予約権者は、前項の新株予約権行使請求書の提出とともに、行使請求する新株予約権の個数に新株予約権1個あたりの行使価額を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する銀行口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。
 - ⑧新株予約権の行使について租税特別措置法第29条の2に定める非課税措置の適用がされず、かつ、行使により受ける経済的利益に対して新株予約権者が所得税を課され、当該所得税について当社が源泉徴収義務を負う場合には、新株予約権者は、当社の請求に基づき、当社の指定する日時までに、当社の指定する銀行口座に現金にて源泉徴収税額を振り込むものとする。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前述①の資本金等増加限度額から前述①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得事由

- ① 当社は、新株予約権者または、その相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、5営業日連続で行使価額に60%を乗じた価額を下回った場合、無償で新株予約権を取得するものとする。
- ③ 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、株式移転の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約書承認の議案もしくは新設分割契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は、取締役会の承認がなされた場合）、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、無償で新株予約権を取得することができる。

(10) 企業再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約に定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「（1）新株予約権の目的となる株式の種類及び数」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に従って定める調整後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「（5）新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「（5）新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「（8）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

4. 新株予約権の割当日
平成25年6月10日

5. その他の募集事項

- (1) 新株予約権の行使請求の受付場所(「行使請求受付場所」)
当社本店または当社が指定する場所
- (2) 新株予約権の行使に際して払込を取扱う銀行及びその取扱の場所(「行使払込取扱場所」)
当社が後日指定する金融機関
- (3) 新株予約権原簿の管理人
新株予約権割当日において、当社に株主名簿管理人を設置している場合は、株主名簿管理人が新株予約権原簿を管理する。そうでない場合は、当社においてこれを管理する。
- (4) 新株予約権の行使請求の方法
 - ① 新株予約権者が新株予約権の行使を請求しようとするときは、当社所定の「新株予約権行使請求書」に必要事項を記載しこれに記名捺印したうえ、当該請求書に新株予約権行使に要する書類を添えて、行使期間に定める期間中に、行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - ② 新株予約権者が新株予約権の行使を請求しようとするときは、本項①号に定めるところに加えて、行使請求がなされた新株予約権の行使に際して払込をすべき金額全額を行使払込取扱場所に払い込まなければならない。
 - ③ 本項①号に基づき、行使請求受付場所に当該請求書、新株予約権行使に要する書類及び新株予約権証券が発行されている場合には当該新株予約権証券を提出した者は、その後これを当社の事前の承諾がない限り撤回することはできない。
- (5) 新株予約権行使の効力発生時期
新株予約権行使の効力は、前項①号に従って、新株予約権行使請求書、新株予約権行使請求に要する書類及び新株予約権証券が発行されている場合には当該新株予約権証券が行使請求受付場所に到着し、かつ前項②号に定める払込金額全額が行使払込取扱場所に払い込まれたときに生ずるものとする。
- (6) 株式の交付方法
株式は、新株予約権行使手続終了後遅滞なく当社から交付する。
- (7) 新株予約権証券
新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。
- (8) 新株予約権者に対する通知
新株予約権者に対する通知は、新株予約権原簿に記載された新株予約権者の住所宛に書面により行うものとし、かかる通知は通常到達すべかりし時に到達したものとみなす。
- (9) 本発行要項の規定の修正
本発行要項の規定の実施にあたり、法令等の変更、その他必要と思われる場合には、新株予約権者の利益に反しない限り、当社は本発行要項を修正することができる。読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、本発行要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。
- (10) 発行要項の公示
当社は、その本店に本発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

以 上